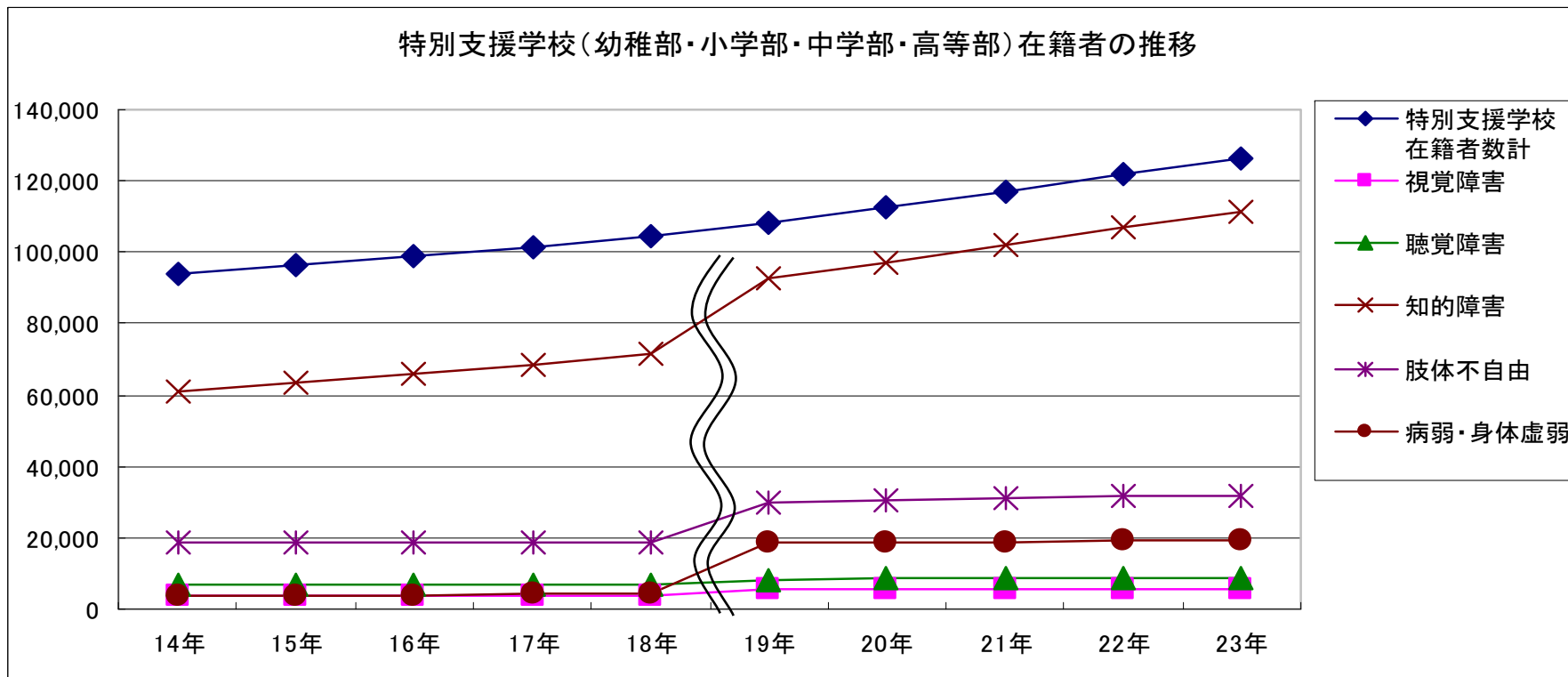


特別支援学校の現状（平成23年5月1日現在）

図 1

※平成18年度までの表記は盲学校、聾学校及び養護学校とする。以下同じ。



	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	86	118	673	314	138	1,049
在籍者数	5,882	8,660	111,468	31,612	19,589	126,123

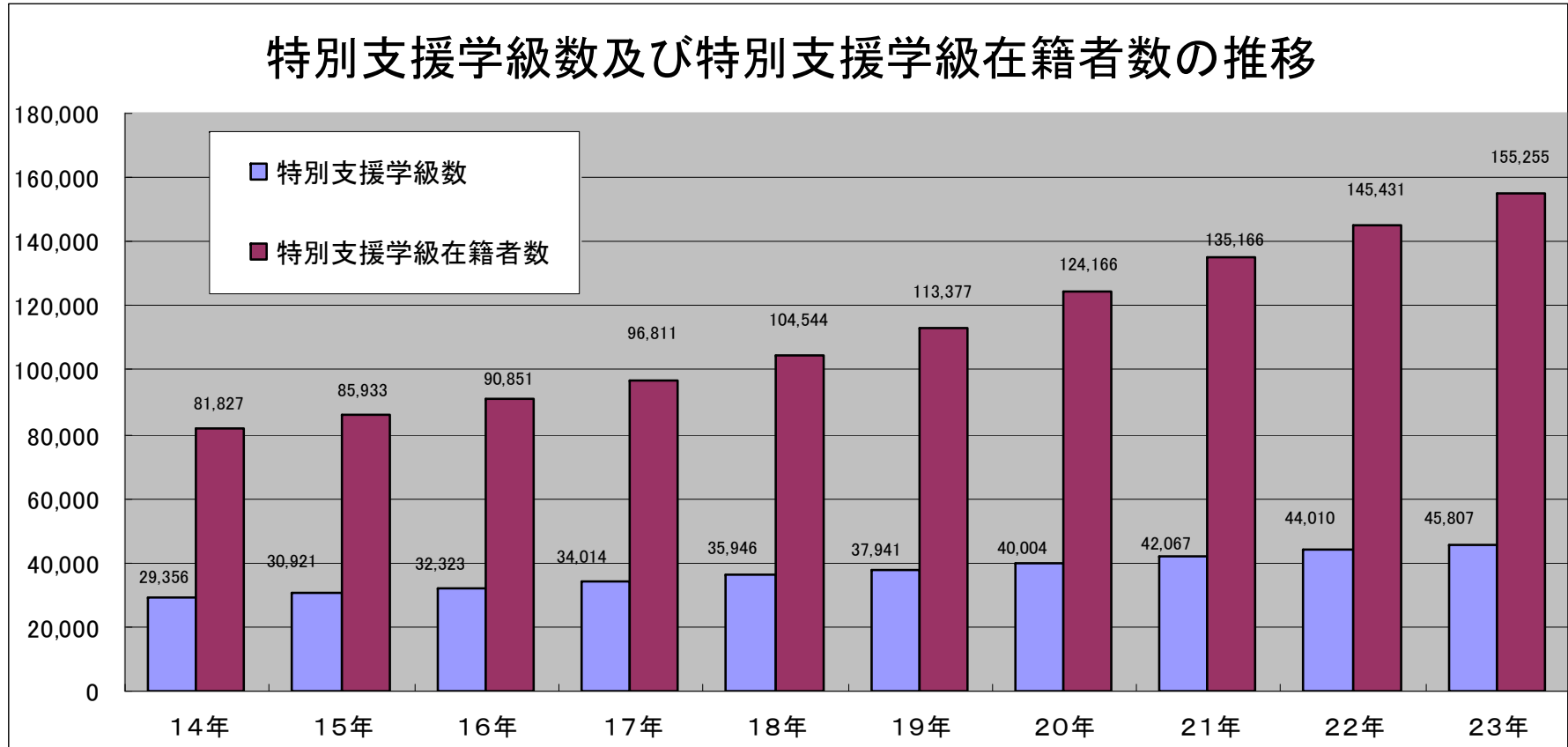
※注：在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

※注：学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

特別支援学級の現状(平成23年5月1日現在)

図 2

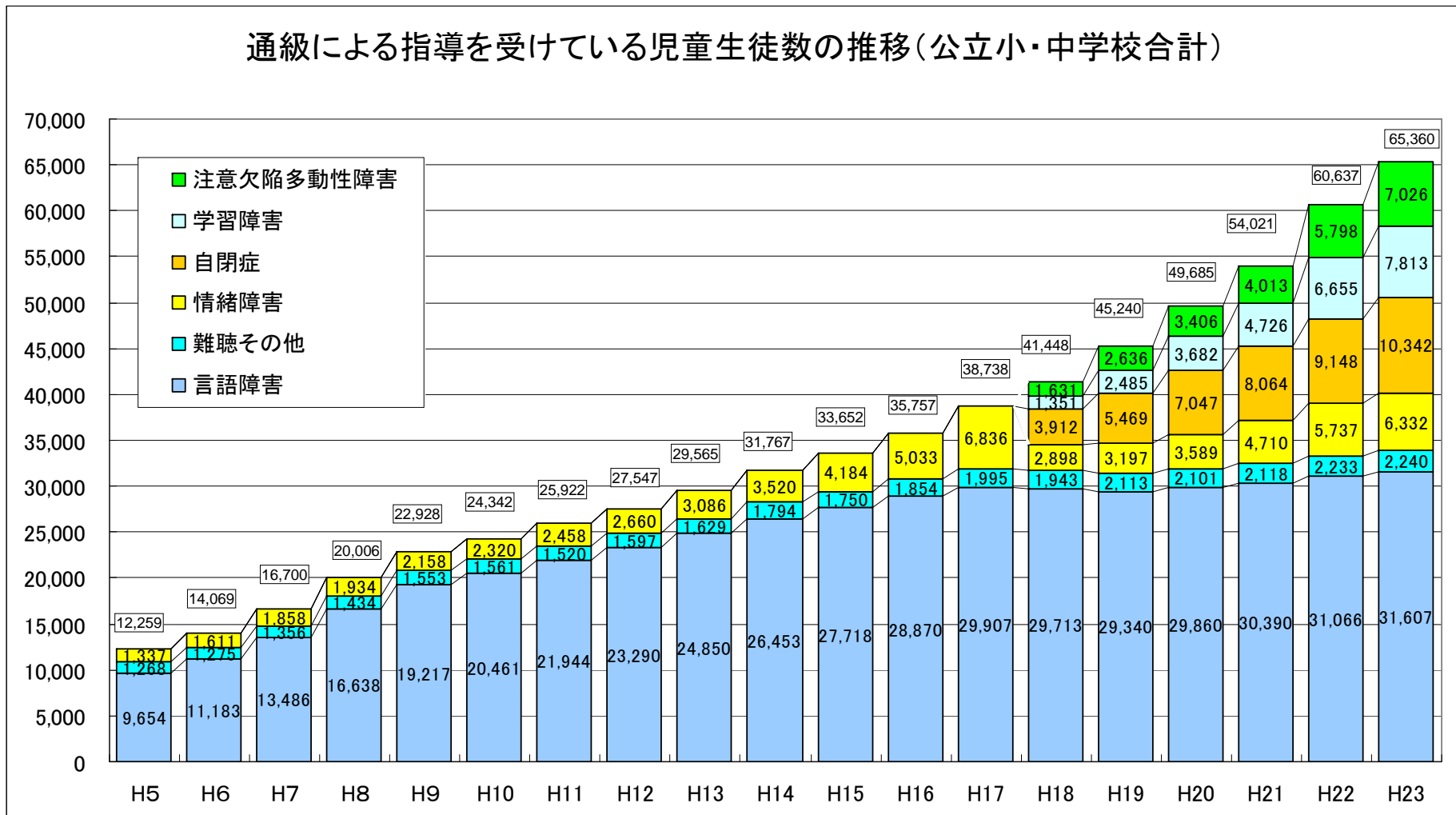
特別支援学級は、障害のある子どものために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限)であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。



	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害	計
学級数	22,955	2,604	1,271	322	778	503	17,374	45,807
在籍者数	83,771	4,300	2,270	385	1,282	1,491	61,756	155,255

通級による指導を受けている児童生徒数の推移

図 3



※各年度5月1日現在

※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定
 (併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

特別支援学校における医療的ケアが必要な幼児児童生徒数

(平成23年5月1日現在)

区分	医療的ケアが必要な幼児児童生徒数(名)				
	幼稚部	小学部	中学部	高等部 ※1	合計
通学生	45	2,747	1,282	1,234	5,308
訪問教育(家庭)	0	590	275	241	1,106
訪問教育(施設)	0	141	68	127	336
訪問教育(病院)	0	258	154	188	600
合計	45	3,736	1,779	1,790	7,350
在籍者数(名) ※2	1,373	33,923	25,981	53,993	115,270
割合(%)	3.3%	11.0%	6.8%	3.3%	6.4%

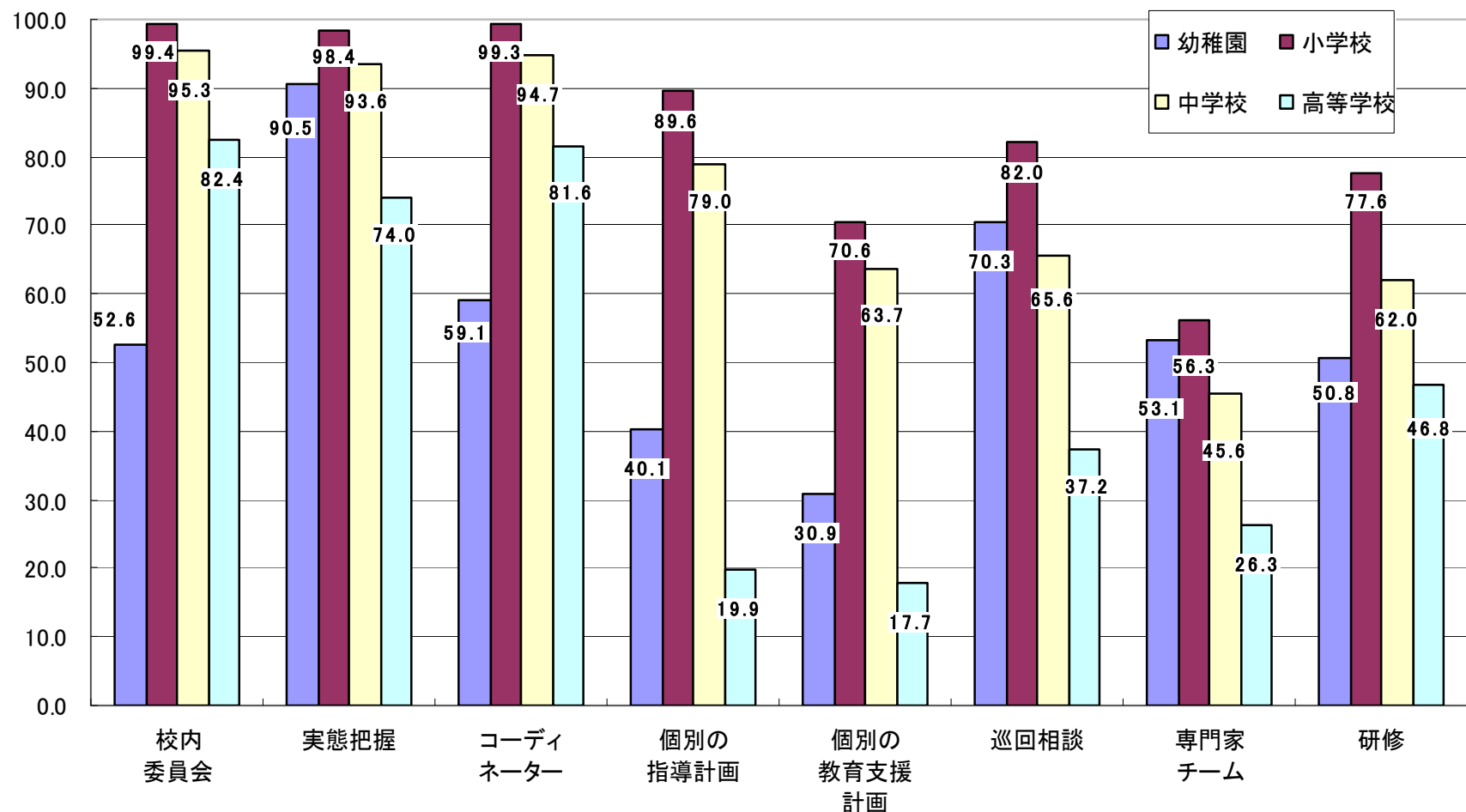
※ 岩手県、宮城県、福島県、仙台市は調査対象外。

※1 高等部の専攻科は除く。

※2 平成23年度学校基本調査による。ただし、調査対象外地域の数値は含まない。

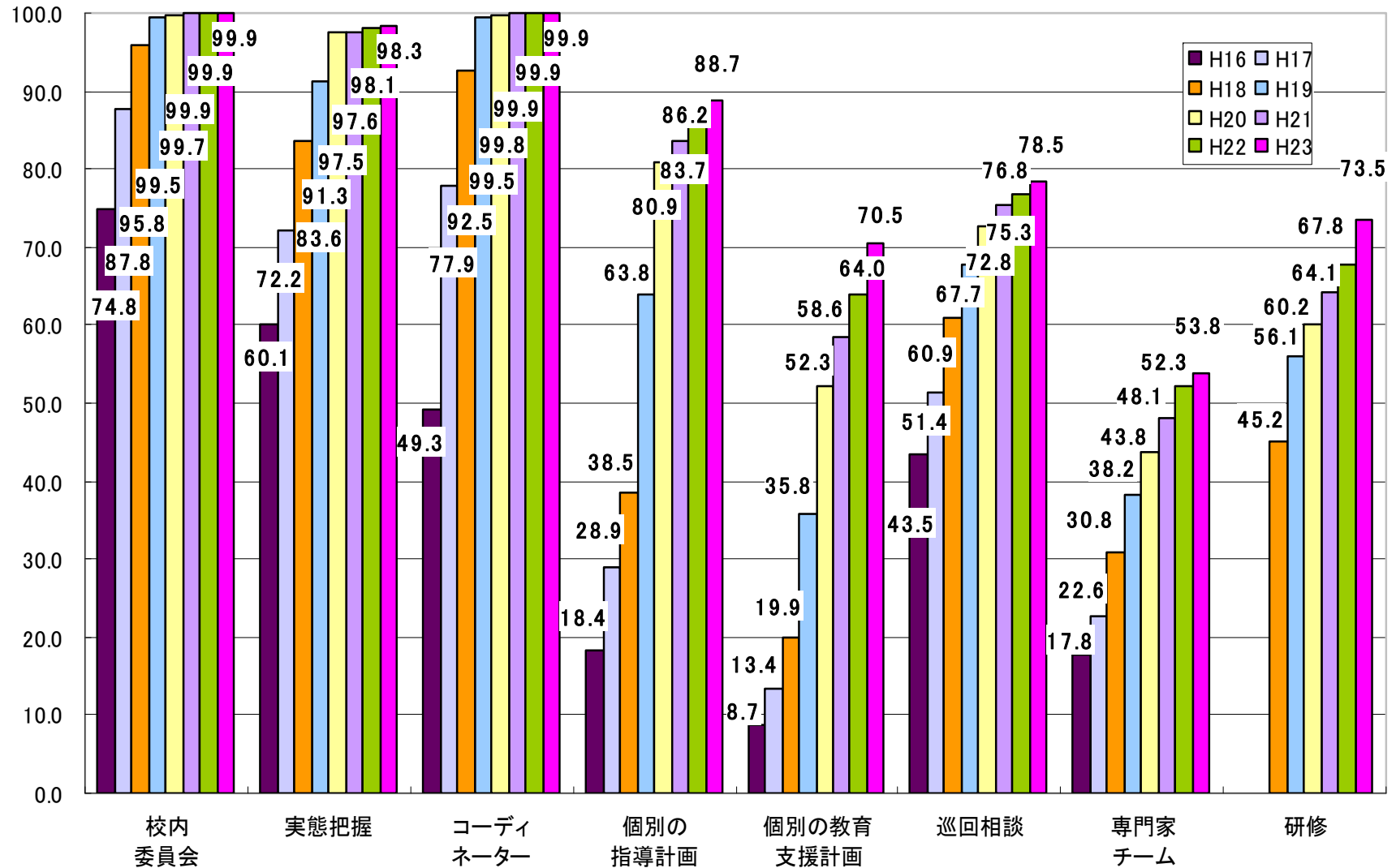
幼稚園、小・中学校、高等学校の状況

国公立計・幼小中高別・項目別実施率－全国集計グラフ(平成23年度)



※平成23年度実施調査においては、東日本大震災の影響を考慮し、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市においては調査を実施していない。

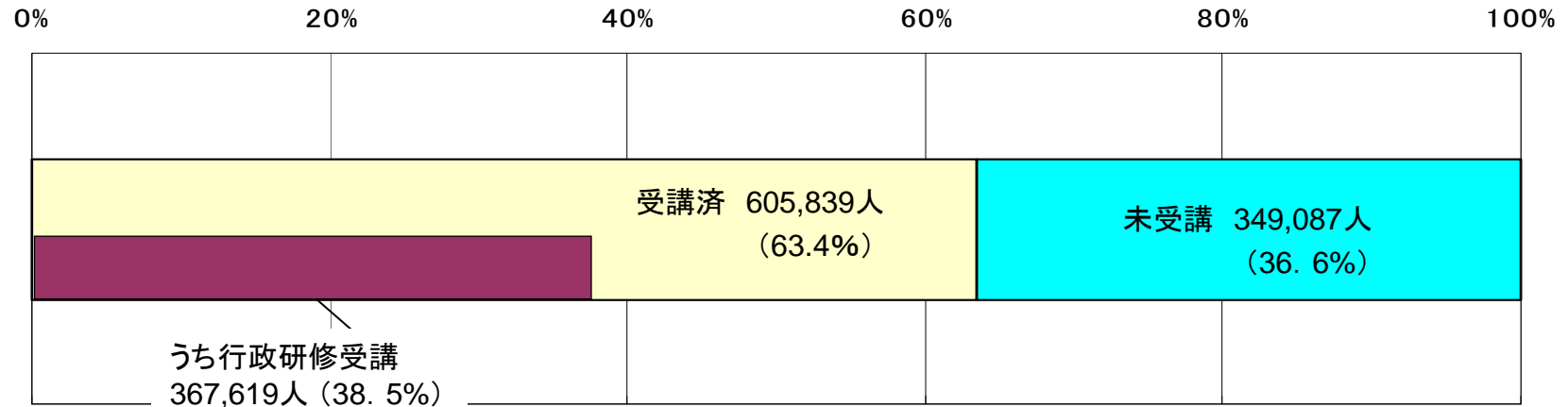
公立・小中計・項目別実施率－全国集計グラフ(平成16～23年度)



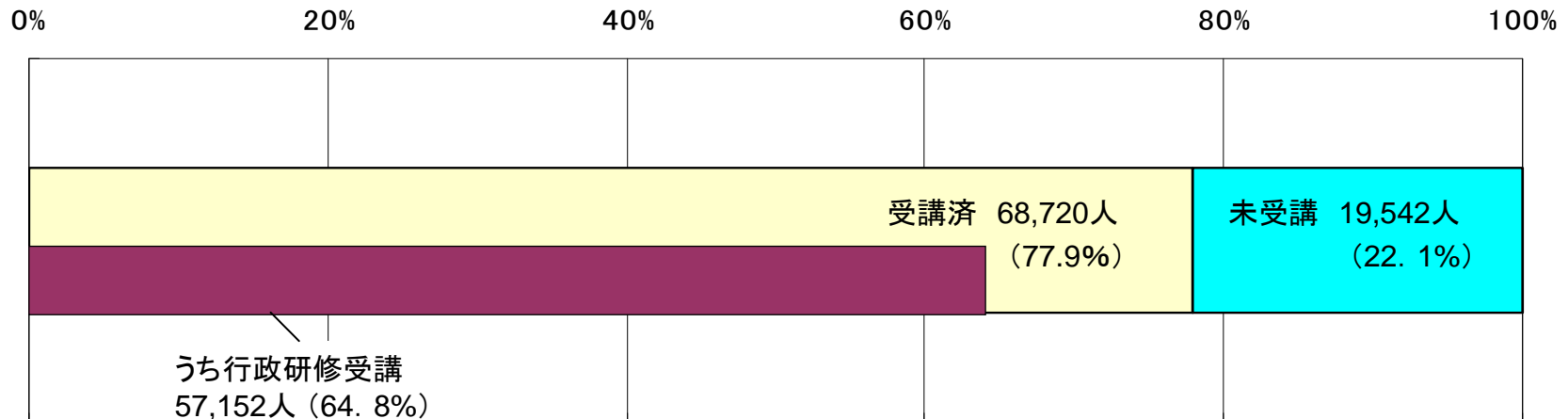
※平成23年度実施調査においては、東日本大震災の影響を考慮し、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市においては調査を実施していない。

特別支援教育に関する教員研修の受講状況

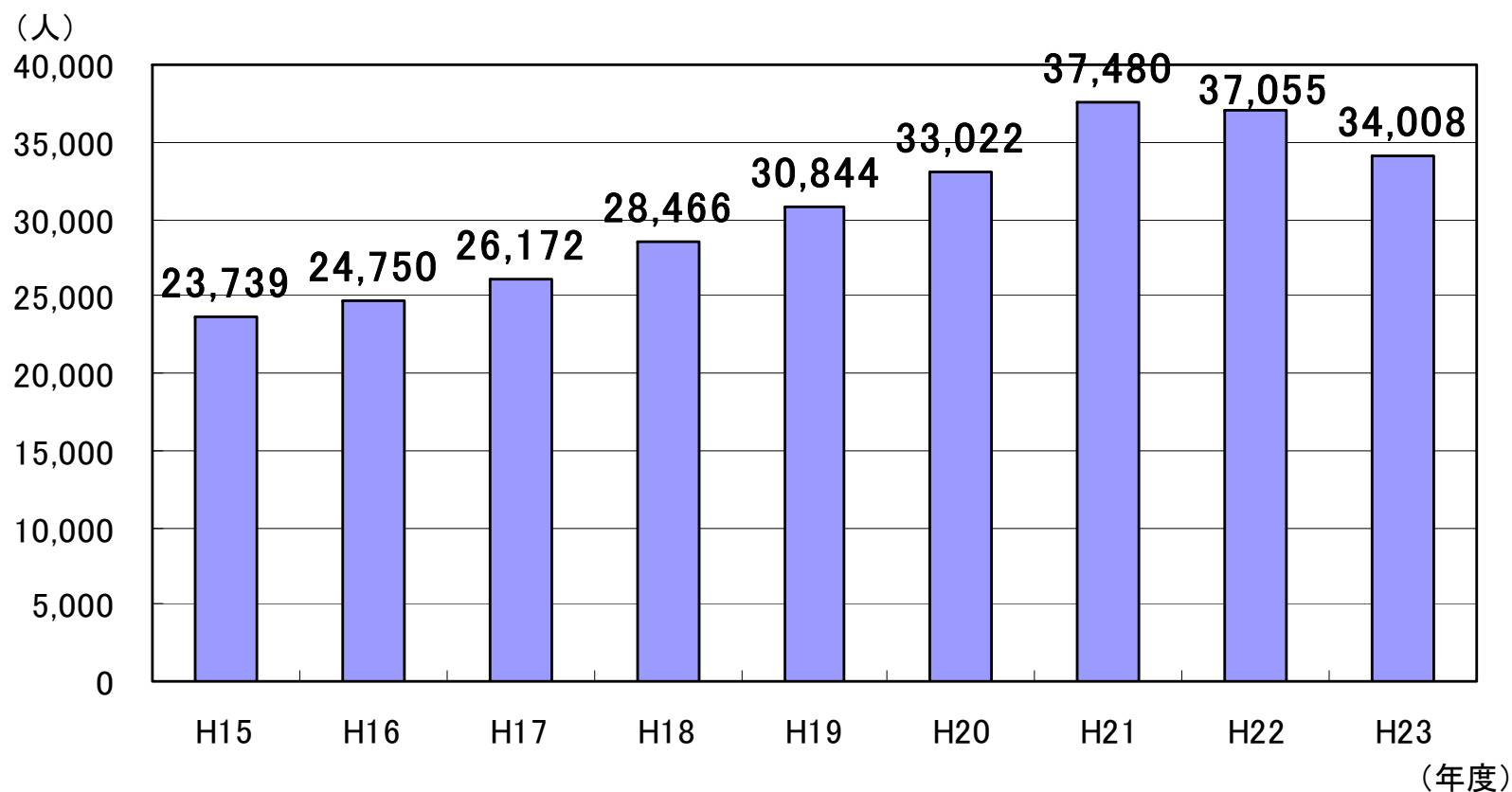
①国公立計・幼小中高計・教員研修受講率－全国集計グラフ(平成23年度)



②国公立計・幼小中高計・管理職研修受講率－全国集計グラフ(平成23年度)

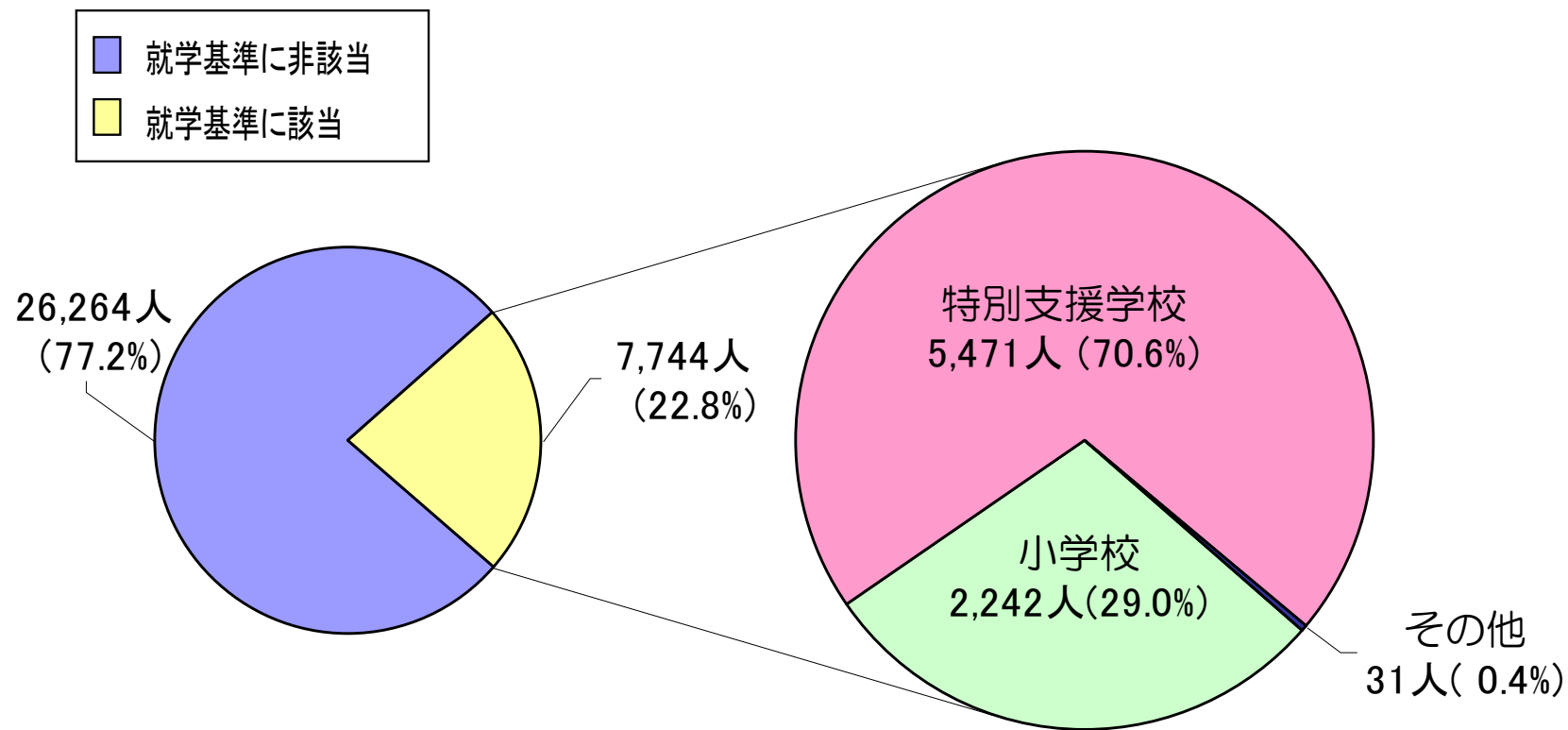


小学校・特別支援学校就学予定者(新第1学年)として
市町村就学指導委員会等の調査・審議対象となった者の数(人)の推移



※平成23年度実施調査においては、東日本大震災の影響を考慮し、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市においては調査を実施していない。また、東京都においては調査への回答が得られなかった自治体がある。

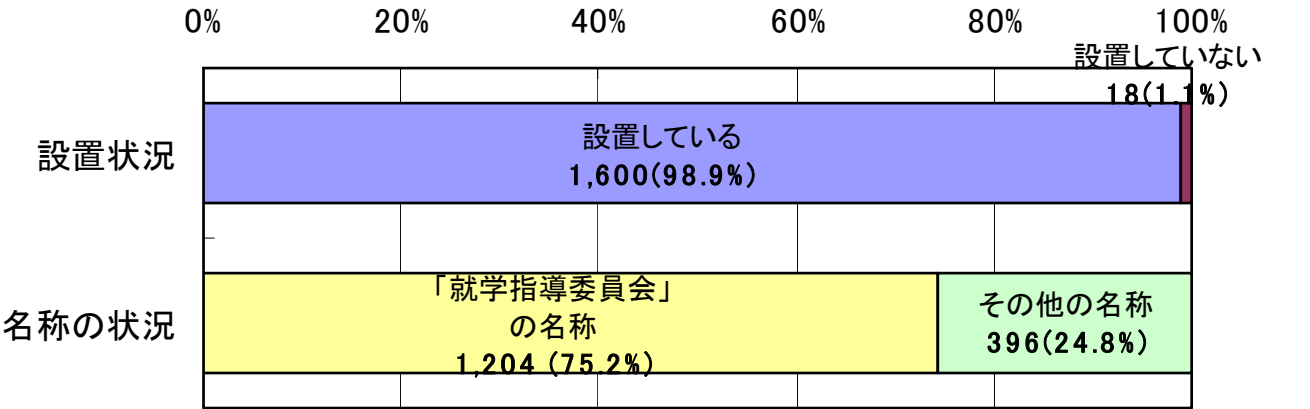
平成23年度小学校・特別支援学校就学予定者(新第1学年)として
平成22年度に市町村就学指導委員会等の調査・審議の対象となった者
の指定された就学先等の状況



※平成23年度実施調査においては、東日本大震災の影響を考慮し、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市においては調査を実施していない。また、東京都においては調査への回答が得られなかった自治体がある。

図10

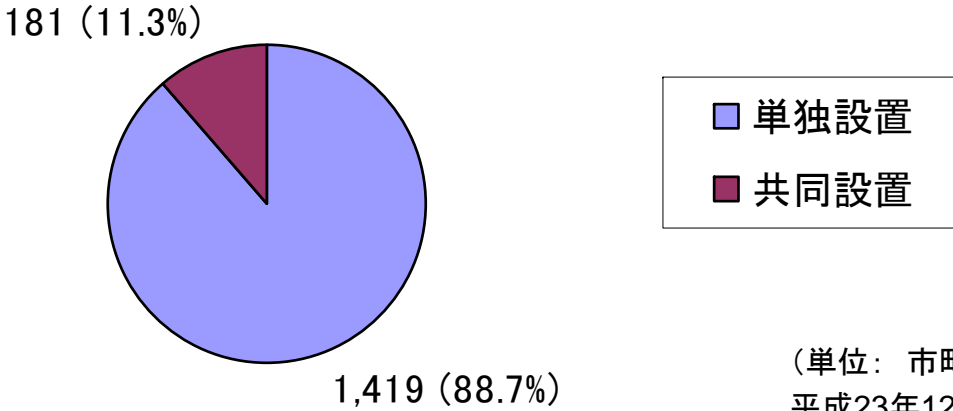
就学指導委員会の設置状況



(単位: 市町村)
平成23年12月現在

図11

就学指導委員会の設置形態



(単位: 市町村)
平成23年12月現在

※平成23年度実施調査においては、東日本大震災の影響を考慮し、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市においては調査を実施していない。

図12

就学指導委員会の年間開催状況

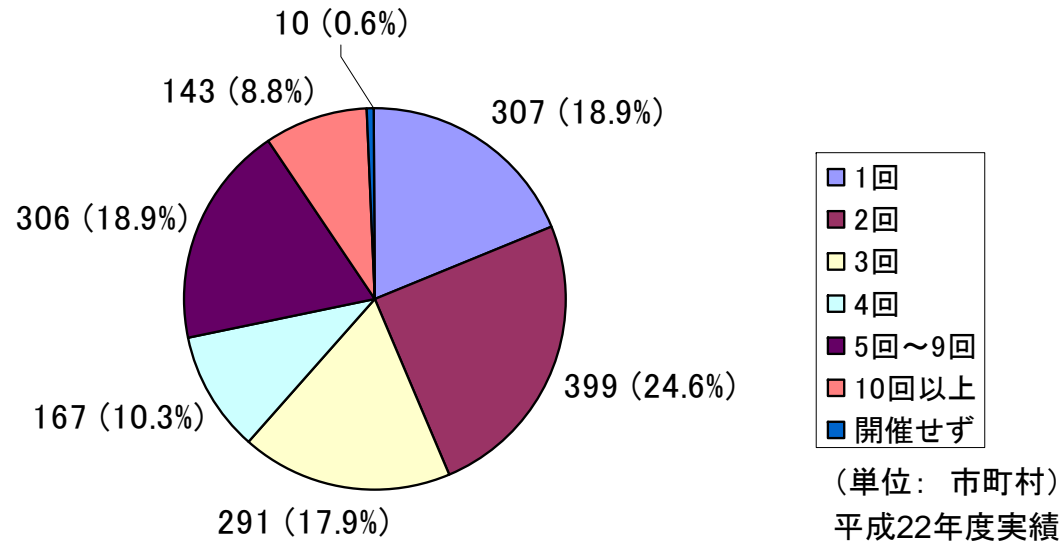
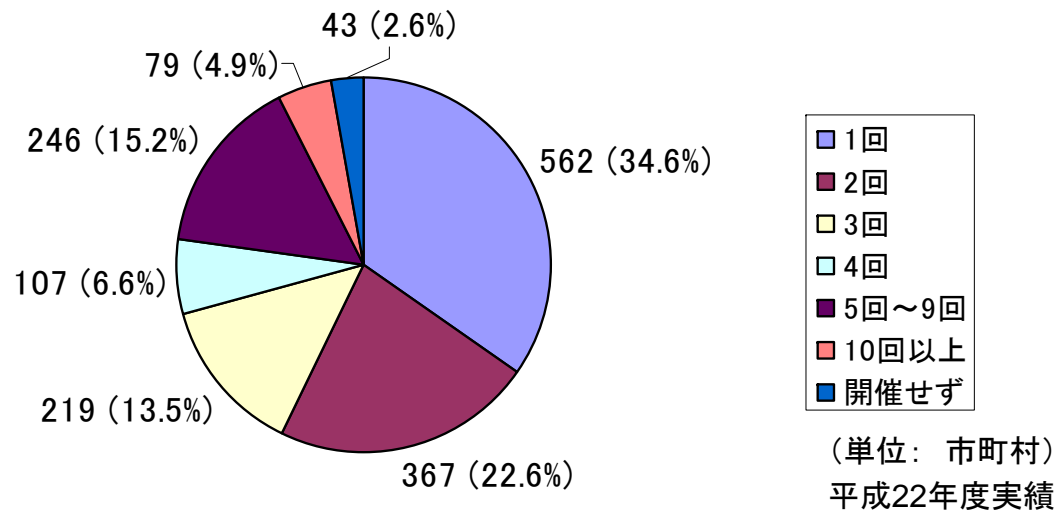


図13

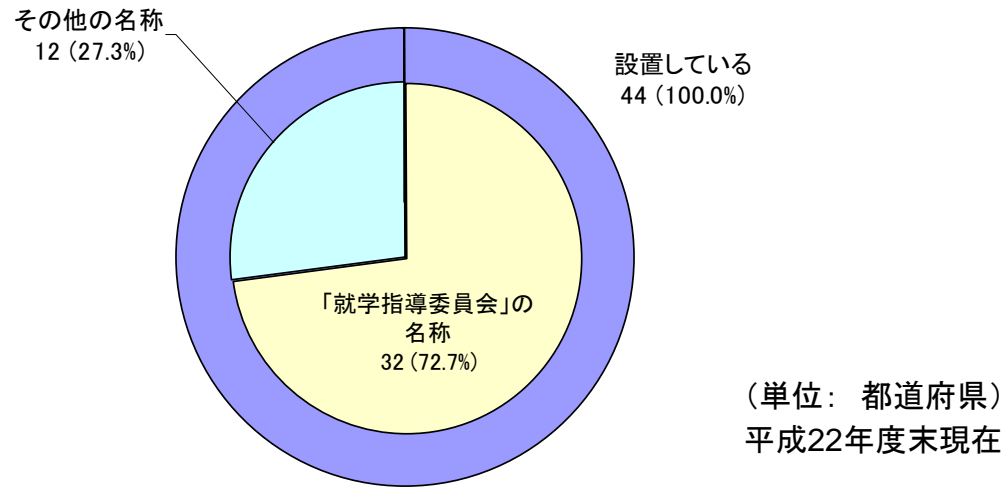
就学予定者向け就学指導委員会の開催状況



※平成23年度実施調査においては、東日本大震災の影響を考慮し、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市においては調査を実施していない。

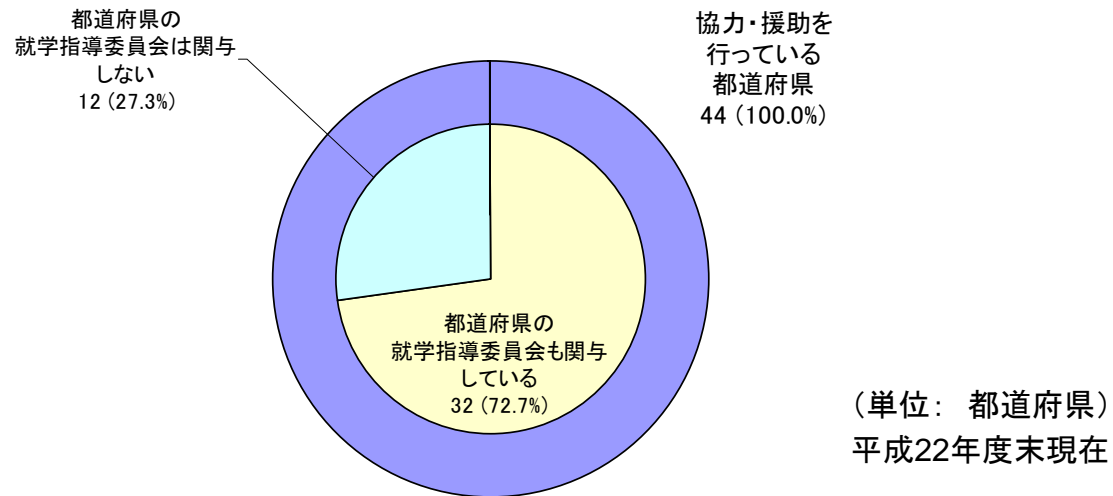
就学指導委員会の設置状況(都道府県)

図14



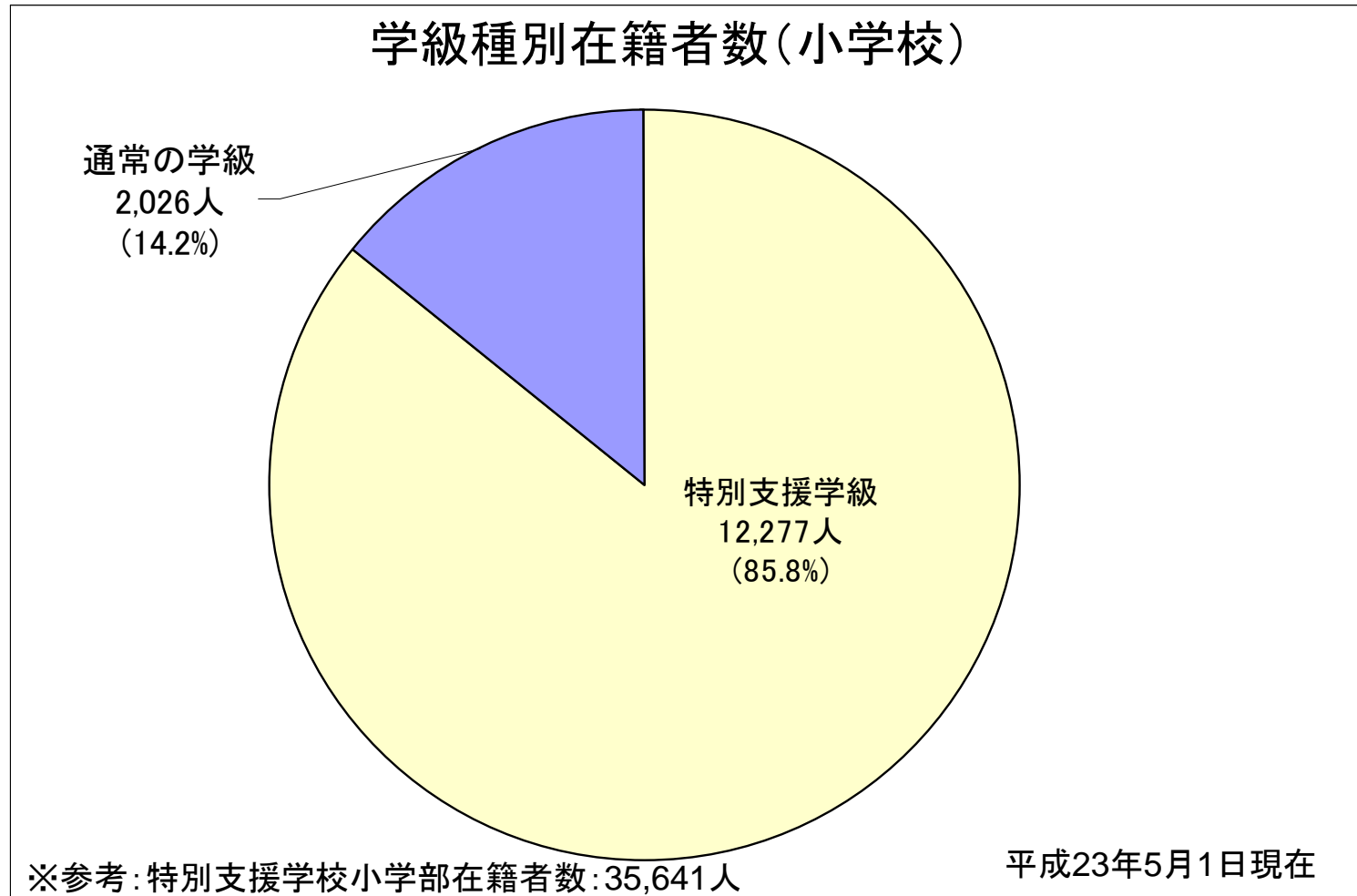
域内の市町村の行う就学指導への協力・援助の状況

図15



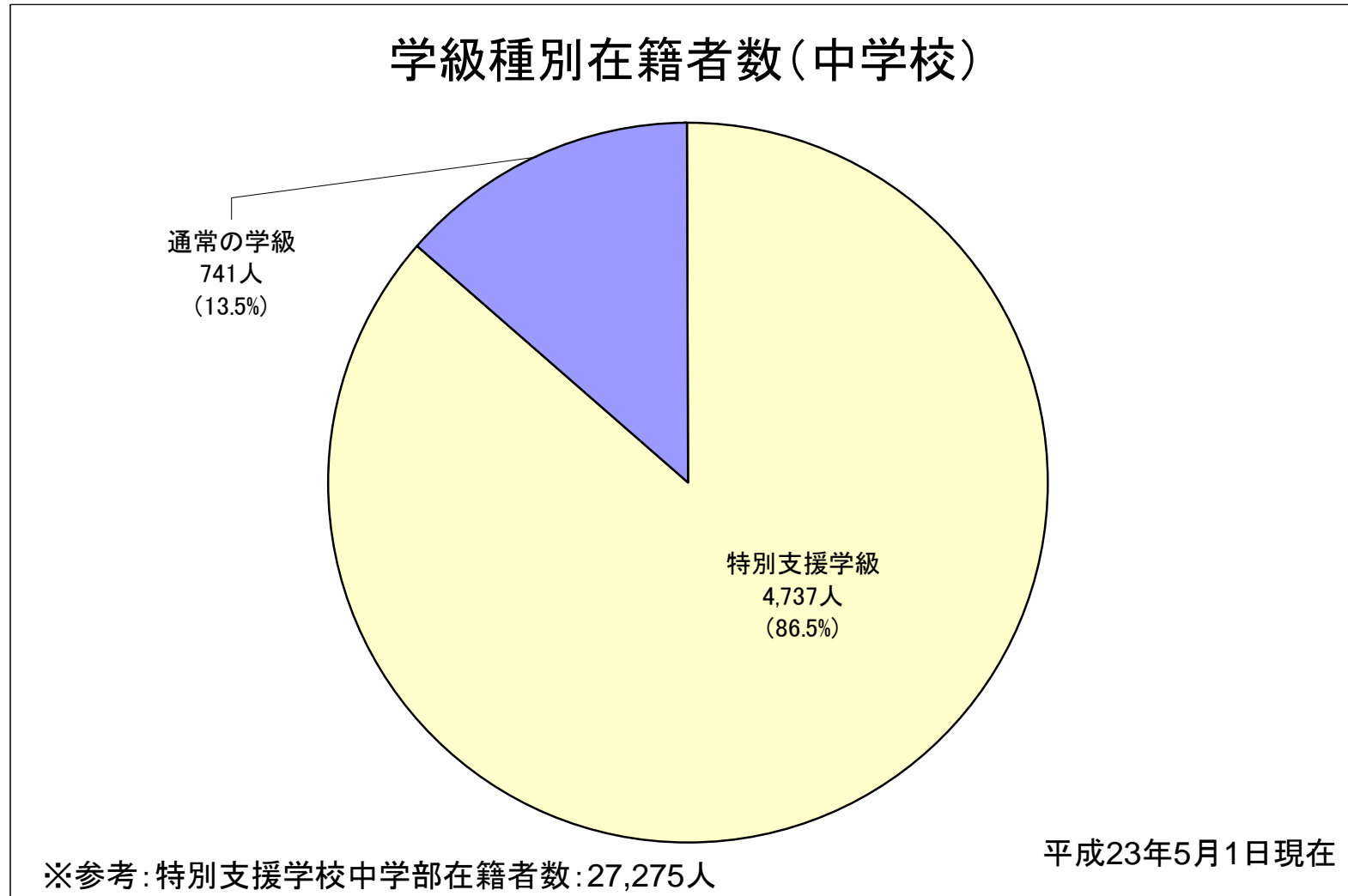
※平成23年度実施調査においては、東日本大震災の影響を考慮し、岩手県、宮城県及び福島県においては調査を実施していない。

小中学校における学校教育法施行令 第22条の3に該当する者の数 (学級別在籍者数)①



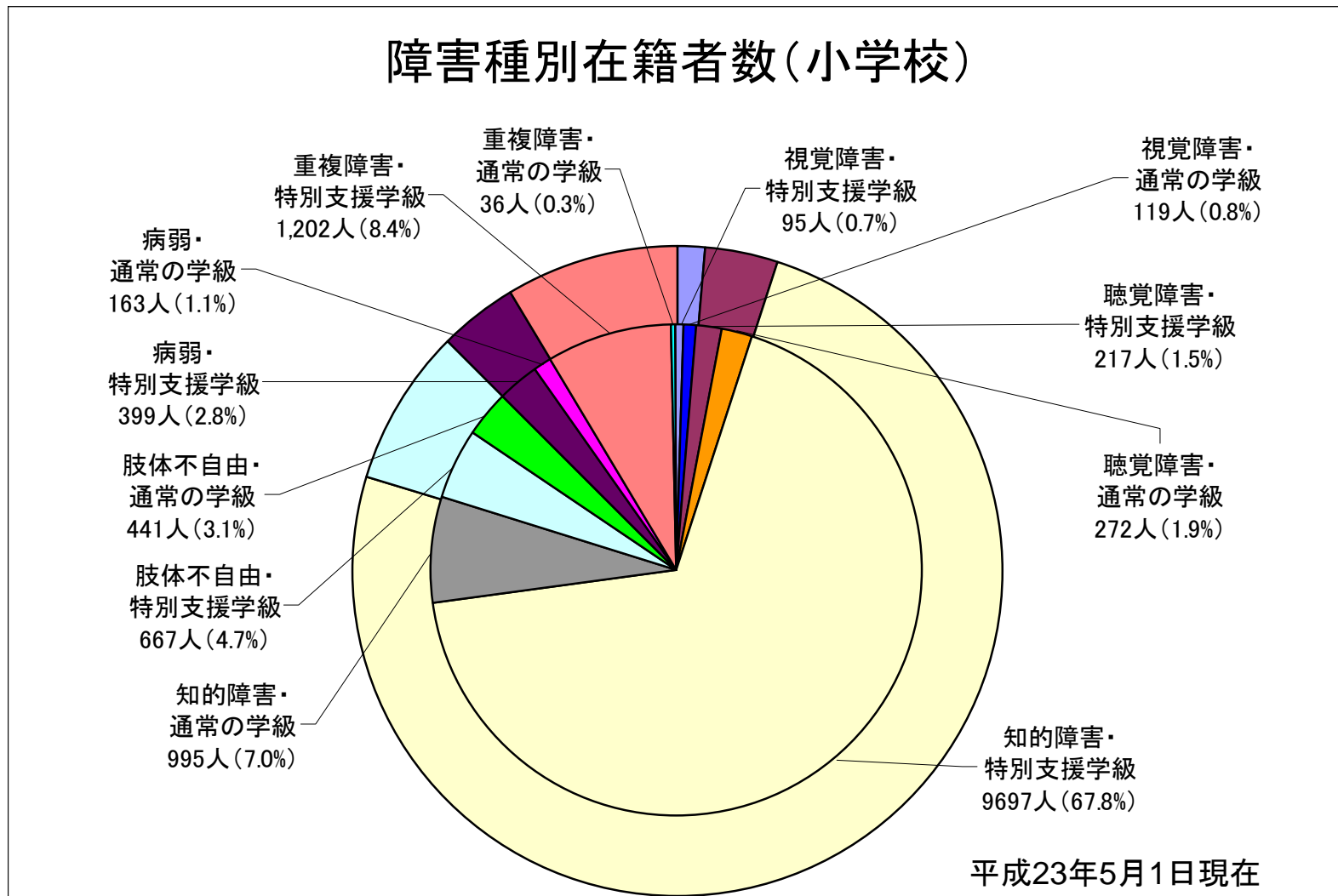
※平成23年度実施調査においては、東日本大震災の影響を考慮し、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市においては調査を実施していない。また、東京都においては調査への回答が得られなかった自治体がある。

小中学校における学校教育法施行令 第22条の3に該当する者の数 (学級別在籍者数)②



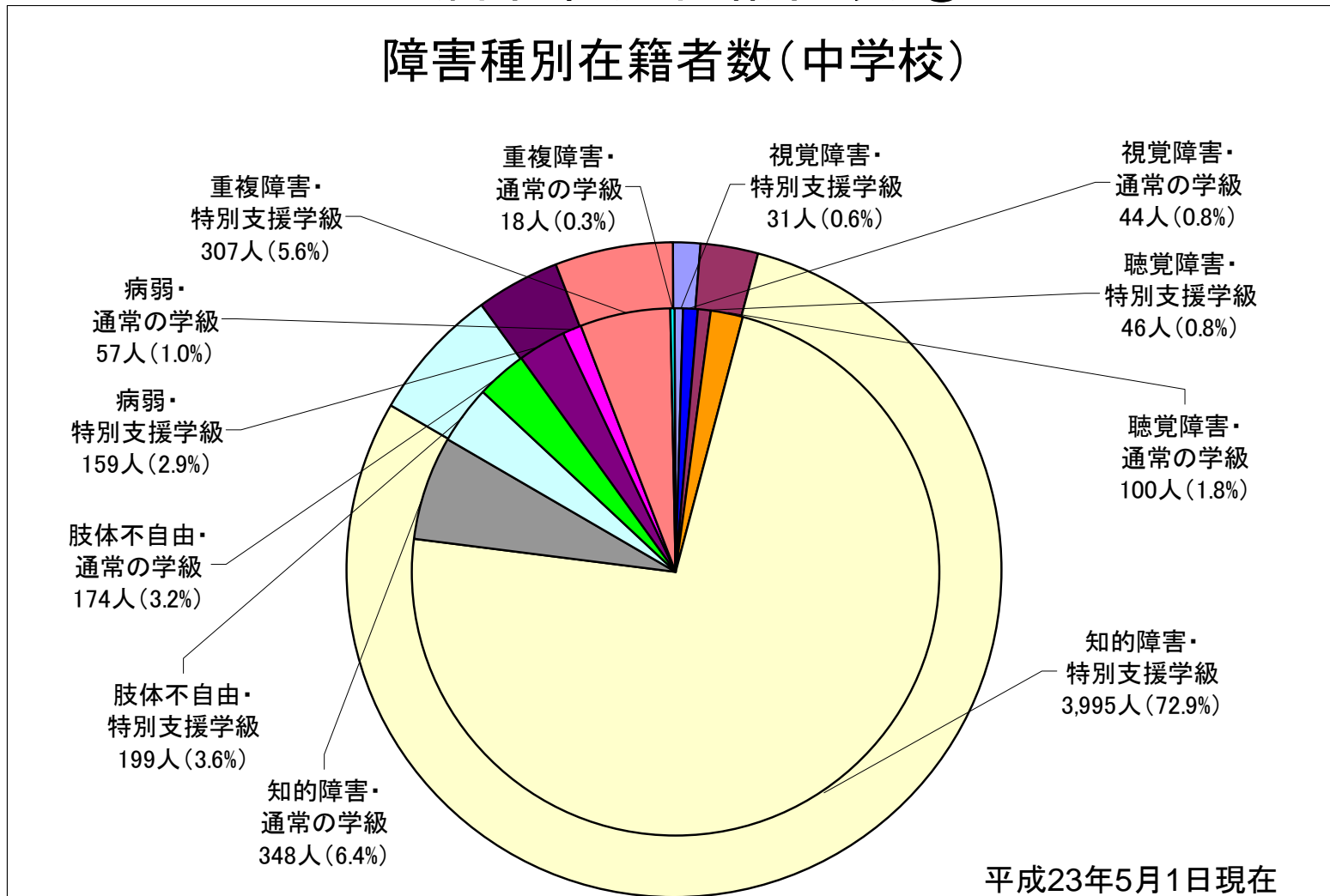
※平成23年度実施調査においては、東日本大震災の影響を考慮し、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市においては調査を実施していない。また、東京都においては調査への回答が得られなかった自治体がある。

小中学校における学校教育法施行令 第22条の3に該当する者の数 (障害種別在籍者数)①



※平成23年度実施調査においては、東日本大震災の影響を考慮し、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市においては調査を実施していない。また、東京都においては調査への回答が得られなかった自治体がある。

小中学校における学校教育法施行令 第22条の3に該当する者の数 (障害種別在籍者数)②



※平成23年度実施調査においては、東日本大震災の影響を考慮し、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市においては調査を実施していない。また、東京都においては調査への回答が得られなかった自治体がある。

小中学校における医療的ケアが必要な児童生徒数

(平成23年5月1日現在)

小学校			中学校			小・中学校計		
通常の学級	特別支援学級		通常の学級	特別支援学級		通常の学級	特別支援学級	
235	337	572	30	68	98	265	405	670

- ※ 公立の小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む)を調査対象としている。
- ※ 「医療的ケアが必要な児童生徒」とは、小・中学校において日常的に、看護師や保護者などから、経管栄養やたんの吸引などの医行為を受けている者である。(本人が行うものを除く)
- ※ 東日本大震災の影響を考慮し、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市においては調査を実施していない。また、東京都においては調査への回答が得られなかった自治体がある。